

令和2年度

第11回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和3年2月22日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年2月22日(月) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 18人

1番 森川 光典 (会長)

2番 合田 政光

3番 小西 修

4番 荻田 昇吾

5番 黒田 直文

7番 石井 崇雄

8番 豊田 敏計

9番 齋藤 照久

10番 中村 能身

11番 石川 素康

12番 山下 大輔

13番 岡下 定幹

14番 小出 章寛

15番 合田 亘

16番 山内 春雄

17番 川下 肇

18番 合田 朝子

19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 観音寺市農地利用集積計画(案)について

議案第5号 農地転用許可後の事業計画の変更について<香川県知事許可>

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長

合田 尊男

事務局次長(農政管理係長)

藤村 佳広

事務局主任(農地係長)

石井 盟人

事務局主事

藤川 博史

6 会議の概要

(午後13時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和2年度観音寺市農業委員会第11回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、4番荻田委員、並びに18番合田委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは、これより議事に入ります。

「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたしますが、議案第3号の受付番号1番が小西 修委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたるので、退席を求めます。

それでは事務局に説明を求めます。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和3年2月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請は、高齢により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番と3番の申請は同じ譲渡人で、高齢のため経営規模を縮小する方針であり、所有する農地の売却の話が纏まったため今回の2件の申請に至ったものです。

2番の申請は、本件の隣接地を所有する譲受人と交渉し有償で所有権移転することで話が纏まったもので、譲受人は経営規模の拡大を図るものです。

3番の申請は、周辺で営農している認定農業者である譲受人と有償で所有権移転することで話が纏まったもので、譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

以上の申請につきましては、[全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、]農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、合田 朝子 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 2番、3番について、富田 敏弘 委員 欠席のため私から補足説明をします。

特に問題ありません。

地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

それでは、ここで、小西委員の入室を認めます。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年2月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は4件です。

議案書5ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は集団住宅で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、村黒町西屋敷771-1で観音寺市役所から北約420mに位置し、市道西屋敷2号線に接した都市計画区域内用途地域、第一種住居地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が宅161㎡です。

利用計画ですが、貸住宅1棟2階建61.43㎡、住宅1棟平屋建48.73㎡です。

転用に及んだ理由ですが、昭和52年頃建築した既存の借家が、固定資産台帳を確認すると無断転用となっていることが判明し、経緯を記した始末書を付しての提出です。

2番の転用目的は一般住宅で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、原町字三條1460-3で豊田小学校から南約350mに位置し、市道粟屋堂之岡線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が宅148㎡です。併せ地は264.1㎡、合計で412.1㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建118.7㎡で土地利用率は28.80%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和45年頃から宅地として利用しており、今回市道粟屋堂之岡線の拡張工事に伴い家を建て替えていたところ、無断転用が見つかり、始末書を付して今回申請に至りました。

3番の転用目的は一般住宅の建築です。

申請場所は、大野原町中姫下安井1666-1で大野原中学校から北東約750mに位置し、市道安井線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田431㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建104.34㎡で土地利用率は24.21%です。

転用に至った理由ですが、現在借家で妻と子の3人で住んでいますが、子どもの成長に伴い、アパートが手狭になり、実家の近くに住居を構えるため、所有地の中で、住宅に周りを囲まれている申請地を選び転用申請に至りました。

4番の転用目的は貸廃車置場で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、豊浜町姫浜新屋敷164で豊浜中学校から北西約650mに位置し、国道11号に30メートルほど入った都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が畑275㎡です。併せ地は1397.87㎡、合計で1686.87㎡です。

転用に及んだ理由ですが、相続する以前に、時期は不明ですが、花崗土を搬入し、貸し廃車置き場として利用しておりました。相続した時に、無断転用に気づき、今回、始末書を付しての転用申請であります。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、小西 修 委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長(会長) 2番について石井 崇雄 委員 補足説明をお願いします。

石井委員 特に問題ありません。

議長(会長) 3番について、中村 能身 委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長(会長) 4番について、川下 肇 委員 補足説明をお願いします。

川下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和3年2月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は12件です。

議案書7ページと位置図をご覧ください。

1番の転用目的は一般住宅で、譲受人の妻の祖母所有の農地に使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、茂木町字四丁目甲696-1で観音寺市役所から西約600mに位置し、市道天神茂木線に接する都市計画区域内の用途地域第一種住居地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田417㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟2階建カーポート1棟平屋建92.08㎡で土地利用率は22.08%です。

転用に及んだ理由ですが、現在はアパートで妻と子ども2人の4人で暮らしていますが、子どもの成長に伴いアパートは手狭になり、子育てのこと、祖母両親の面倒も見ることもできることから、実家の隣に新居を構えようと考え転用に至りました。

2番の転用目的は一般住宅で、譲受人の妻の父と使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、高屋町字大西387-1で高室小学校から南東約750mに位置し、市道岡下道線に10m入った都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅417㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟2階建85.70㎡、カーポート1棟平屋建29.16㎡、合計114.86㎡で土地利用率は27.54%です。

転用に及んだ理由ですが、現在はアパートで妻と2人で暮らしているが、妻の両親の面倒も見ることもできることから、妻の実家の隣に新居を構えようと考え転用に至りました。なお、申請地は10年ほど前に両親が農業を行わなくなり、草が生えないように地上げし、砂利を敷いたものです。農地法の知識がなく、転用許可を受けずに利用していたことに対して始末書が付されています。

3番の転用目的は分譲住宅2棟と残地で資材置場を行うもので、有償の所有権移転を行うものです。

申請場所は、村黒町字五反地264-1で常磐小学校から北約450mに位置し、市道鹿隈柞田線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、令和2年12月農振除外申請により、農振農用地から除外されたものです。

転用面積は地目が田544㎡です。併せ地は宅地423㎡、合計で967㎡です。

利用計画ですが、建売分譲住宅2棟平屋建141.64㎡、平均区画面積は222.00㎡で、平均土地利用率は29.83%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は市内の分譲事業も好調であり、また当該申請地の区域で新居を構えたいという問い合わせがあることなどから高い需要があるものと見込み、分譲住宅用地を探していたところ、高齢により経営縮小を考えていた土地所有者との間で意向が合致したため計画に着手するものです。周辺は宅地化が進み、小学校が500m以内にあり、住環境に優れていることから売買も見込まれます。また、申請

地が不整形であるため、一部は屋根資材やボードの資材置場として利用する予定です。農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

4 番の転用目的は一般住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、植田町字上 646-3 で常磐小学校から南東約 600m に位置し、市道上（かみ）5 号線に併せ地が接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、令和 2 年 12 月農振除外申請により、農振農用地から除外されたものです。

転用面積は地目が田 208 m²で、併せ地は宅地 198.36 m²、合計で 406.36 m²です。

利用計画ですが、既存住宅 1 棟 2 階建 141.64 m²、新築物置 1 棟平屋建 30.00 m²で土地利用率は 42.24% です。

転用に及んだ理由ですが、現在の住宅は敷地上に建物が建て込んでおり、物置がなかったため、資材や車を住宅の軒下に置いていました。しかし、雨にぬれる等の問題が起こるため、申請地を購入し物置及び駐車場として利用するための転用申請です。

5 番の転用目的は一般住宅で、譲受人の祖父から無償の所有権移転を行うものです。

申請場所は、柞田町字赤泉甲 1984-1 で中部中学校から西約 500m に位置し、市道栄町下出線に接する都市計画区域内の用途地域第一種中高層住居専用地域の第 3 種農地であり、転用面積は地目が田 295 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟 2 階建 93.57 m²で土地利用率は 31.72% です。

転用に及んだ理由ですが、現在はアパートで妻と子どもの 3 人で暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になり、子育てのこと、祖父の面倒も見るができることから、祖父の家の隣に新居を構えようと考え転用に至りました。

6 番の転用目的は農家住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字中筋 764-1 で豊田小学校から北西約 1100m に位置し、市道中筋 1 号線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地 452 m²です。併せ地は宅地 624 m²、合計 1076 m²で、令和 2 年 12 月農振除外申請により、農振農用地から除外されたものです。

香川県が定めた農地転用許可に係る審査基準では、農家住宅の転用可能面積は 1,000 m²以内となっておりますが、農地として残る部分が耕作するには過小で農業上利用しがたい残地となるため、例外的に事業計画地の面積に加えることができます。

利用計画ですが、既設住宅 2 棟平屋建 166.29 m²、既設住宅 1 棟 2 階建 83.56 m²、既設納屋平屋建 110.40 m²、新築倉庫 1 棟平屋建 63.80 m²で土地利用率は 37.43% です。

転用に及んだ理由ですが農業機械や資材を入れる倉庫が不足しており、残存小作地として利用していた申請地を購入し倉庫の建築を行おうと計画しました。なお、申請地は昭和 60 年頃から造成し、自家用の果樹や花きの栽培を行っておりました。今回、残存小作を解消し購入するにあたり、無断転用であったことに気づき、深く反省し、始末書を付しての転用申請です。

7 番の転用目的は露天の福祉施設で、譲受人の元夫からの無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字山越 1069-1 外 2 筆で豊田小学校から西約 1100m に位置し、市道出作野田線に接する都市計画区域外、第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地 801 m²です。併せ地は宅地 254.14 m²、合計 1055.14 m²で、令和 2 年 12 月農振除外申請により、農振農用地から除外されたものです。

利用計画ですが、既設ケアセンター 1 棟平屋建 50.72 m²、既設トイレ 1 棟平屋建 3.10 m²、駐車場 34 台分を確保するものです。

平成 30 年頃に福祉施設の駐車場不足のため、農地法について知らずに造成してしまいました。今回、新たに野外の交流施設を整備することとなり、始末書を付しての転用申請です。

8 番の転用目的は一般住宅で、譲受人の妻から使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、粟井町字胡麻地 2501-1 で粟井小学校から北東約 500m に位置し、市道立石上野線に 20m 入った都市計画内非線引き地域の第 1 種農地であり、転用面積は地目が田 383 m²で、令和 2 年 12 月農振除外

申請により、農振農用地から除外されたものです。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建103.51㎡で土地利用率は27.03%です。

転用に及んだ理由ですが、現在申請者は単身赴任しており、妻と子ども3人は妻の実家で妻の母と一緒に生活しています。子どもの成長に伴い手狭となり、子育てのこと、妻の母の面倒も見る事ができることから、妻の実家の近隣に新居を構えようと考え転用に至りました。

9番の転用目的は一般住宅で、譲受人の姪からの無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、栗井町字胡麻地2501-3で栗井小学校から北東約450mに位置し、市道立石上野線に接する都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅153㎡です。併せ地は宅地500㎡、合計で653㎡で、令和2年12月農振除外申請により、農振農用地から除外されたものです。

利用計画ですが、倉庫1棟平屋建67.61㎡、建物1棟2階建115.37㎡、ビニールハウス82.76㎡、合計272.26㎡で土地利用率は41.69%です。

平成13年より許可なく住宅敷地の一部として利用していました。農地法の知識がなく、土地の売買をしようとしたところ無断転用が見つかり、始末書を付しての転用申請です。

10番の転用目的は駐車場で、賃借権を設定しようとするものです。

申請場所は、吉岡町字畔田70で一の谷小学校から西約600mに位置し、国道11号線に併せ地が接する都市計画内の第2種農地であり、転用面積は地目が田1143㎡です。併せ地は宅地3861.85㎡、合計で5004.85㎡です。

利用計画ですが、来客用及び社用車駐車場34台分を整備するものです。

転用に及んだ理由ですが、国道11号拡幅計画に伴い、駐車場が大きく失われるため、新たな駐車場の確保が必要となり土地を探していたところ、高齢で農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

11番の転用目的は一般住宅で、譲受人の祖父所有の土地を使用貸借権しようとするものです。

申請場所は、大野原町中姫字明加1923-1で大野原中学校から北東約900mに位置し、市道安井線から50m入った都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田391㎡で、令和2年12月農振除外申請により、農振農用地から除外されたものです。

利用計画ですが、住宅1棟2階建65.83㎡カーポート1棟平屋建24.32㎡、合計90.15㎡で土地利用率は23.06%です。

転用に及んだ理由ですが、現在は譲受人の実家で父世帯と申請者と妻、両親と子ども2人の6人で同居しておりましたが、子どもの成長にともない手狭となり、子育てや両親の世話のため、祖父の農地を借り住宅を建設することとなり転用申請です。

なお、今回、転用のため調査・測量したところ、譲受人の父が居住している母屋の庭園部分が申請農地に一部かかっていることが判明しました。本来ならば、農地法の許可を得て利用すべきところでしたが、農地である事実の認識のないまま利用しており、始末書を付しての提出です。

12番の転用目的は駐車場・資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田字院内乙72-1で豊浜小学校から南東約1200mに位置し、市道国祐寺線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田379㎡です。併せ地は宅地484.88㎡、合計で863.88㎡です。

利用計画ですが、軽トラや農業用トラクターの駐車場12台分と肥料・コンテナ等の農業用品の資材置場です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は農業を営んでおり、トラクターや農業用コンテナ等の置き場がなく、耕作地周辺で適当な場所を探していたところ、相続して農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用に至りました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番について、合田 政光 委員から補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長 (会長) 2 番について、私 から補足説明を行います。

特に問題ありません。

3 番、4 番について、小西 修 委員から補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長 (会長) 5 番について 黒田 直文 委員から補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長 (会長) 6 番、7 番について 豊田 敏計 委員から補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長 (会長) 8 番、9 番について 齋藤 照久 委員から補足説明をお願いします。

齋藤委員 特に問題ありません。

議長 (会長) 10 番について 荻田 昇吾 委員から補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長 (会長) 11 番について 中村 能身 委員から補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長 (会長) 12 番について 山内 春雄 委員から補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長 (会長) 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 (会長) 全員異議がないようですので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号「観音寺市農地利用集積計画 (案) について」を議題といたします。議案第 4 号の受付番号 10 番が齋藤 照久委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の案件にあたるので、退席を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第 4 号について説明させていただきますので、議案書の 11 ページをお開きください。

議案第 5 号観音寺市農用地利用集積計画 (案) について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画 (案)」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、原案のとおり決定する。

令和 3 年 2 月 22 日 農業委員会 会長からの提出です。

次の 12 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 (利用権設定) 令和 3 年 2 月 26 日公告 (案) ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 618 m²

高室地区 1,855 m²

常磐地区 17,324 m²

柞田地区 26,075 m²

木之郷地区 6,473 m²

豊田地区 14,906 m²

栗井地区 9,049 m²

一ノ谷地区 24,383 m²

大野原地区 25,577 m²

豊浜地区 4,147 m²

です。

田畑の内訳は、田154筆、畑3筆、合計面積130,407 m²となっております。

今月は64件の申出があり、貸借の詳細については、13ページから46ページに掲載されております。

その中で、17ページの10番と18ページの12番の受人、大井真智子さんは住所は三豊市ですが、実家が出作町であり、農機具も実家に保管してあり、ブロッコリーなどを栽培しております。

続いて、38ページの50番の受人、大西増雄さんは三豊市山本町在住で1万4千m²あまりの農地を経営しておりますが、このたび、友人である渡し人との間で話がまとまったため5年間の利用権設定を行うものです。

ほかには、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

つきまして、議案書の47ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表「農地中間管理権設定 令和3年2月26日公告(案)」ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

常磐地区 8,824 m²

柞田地区 6,188 m²

木之郷地区 1,816 m²

豊田地区 7,096 m²

栗井地区 7,044 m²

大野原地区 21,140 m²

豊浜地区 3,642 m²

合計、22件、田34筆、畑3筆、55,750 m²です。

今月は、貸借が12件、使用貸借が10件となっております。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、48ページから59ページに記載しております。

これは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借で、令和3年3月1日付で設定される貸借となります。

内容については、全て農地機構を通じての貸借であり、特に気になる案件はありませんでした。

議案第4号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 異議がないようですので、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画(案)について」は、承認することに決定させていただきます。

それでは、ここで、齋藤委員の入室を認めます。

引き続きまして、議案第5号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第5号について説明させていただきますので、議案書の60ページをご覧ください。

議案第5号 農地転用許可後の事業計画の変更について

別紙記載の農地転用許可後の事業計画の変更については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1(3)①の各号に該当しないため、許可の意見書を付して知事に進達する。令和3年2月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1の申請の変更後、下側の施設面積(譲渡人記載の隣の部分)は99.00 m²となっておりますが、誤っており、

339. 86 m²に修正お願いします。

それでは説明させていただきます。

1の申請者は藤原賢三様で、申請場所は高屋町字大西 387-4 です。

当初の許可日は平成 15 年 8 月 12 日、許可番号 15 農政第 114 (4) 96 号で、転用目的は住宅の拡張で、当初は住宅 1 棟平屋建 55 m²と物置 1 棟 44 m²を建築予定でした。今回の変更申請内容は、施設内容の変更です。住宅 1 棟平屋建てが 2 階建てに変更となり住宅 1 棟 2 階建て 58.93 m²となりました。

香川県農地関係事務処理要領の第 3 の 1 (3) ①の項目である農地転用の緊急性に変わりなく、転用事業の実施が確実と認められ、周辺農地への影響も小さく、転用許可の審査基準を満たすため、許可相当と考えます。

2の申請者は(株) フォルムハウス代表取締役 磯野卓也様で、申請場所は柞田町字中出甲 801-1 です。

当初の許可日は平成 29 年 9 月 19 日、許可番号 29 農政第 4522 (6) 23 号で、転用目的は建売分譲住宅 3 棟 2 階建て 159 m²を建築予定であり、工期は令和 2 年 9 月 30 日までの予定でした。今回の変更申請内容は、工期の延長です。3 棟中 2 棟の建築を残すところですが、他地域での売れ行きが良いため、職人の手が回らない状態で、令和 4 年 9 月 30 日まで工期を延長し完売を目指すためです。

香川県農地関係事務処理要領の第 3 の 1 (3) ①の項目である農地転用の緊急性に変わりなく、転用事業の実施が確実と認められ、周辺農地への影響も小さく、転用許可の審査基準を満たすため、許可相当と考えます。

議案第 5 号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番について、中村 能身 委員から補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長(会長) 2 番について、山内 春雄 委員から補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 特にないようですので、議案第 5 号「農地転用許可後の事業計画の変更について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

議長(会長) 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長(会長) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和 2 年度第 11 回農業委員会定例会を閉会いたします。
ご審議お疲れ様でした。

<午後 3 時閉会>